

## 平成 16 年度 第 12 回規制改革・民間開放推進会議 会議終了後記者会見録

日時：平成 17 年 2 月 15 日（火）11:50 ～ 12:10

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

宮内議長 ただいま、第 12 回「規制改革・民間開放推進会議」が終了いたしましたので、その模様につきまして御報告申し上げます。

今日は、まず、3 月末に予定しております追加答申の素案ができてまいりまして、その内容の報告が各主査からございまして、それについて検討をしたということでございます。この素案に基づきまして、3 月末を目途に関係省庁と折衝をさせていただくということが始まるわけございまして、そういうことございまして、本日検討させていただきました我々の素案の内容につきましては、まだお出しできない状況で、その辺は御理解いただきたいと思っております。

お手元に、主要検討項目についてということで幾つかのテーマと、私どもの考え方ということだけをピックアップし、御参考資料ということでお出しいたしました。検討項目の数は、これをはるかに超えるわけございましてけれども、素案はこれからの折衝の基礎資料ということでございまして、私どもとしましてはしばらくお預かりさせていただきたいと思っております。

2 つ目は、事務局からでございますが、規制改革・民間開放推進 3 か年計画の改定計画というものがどういう形のものになるかと、これもまだでき上がっていないわけでありましてけれども、全体の骨子につきましての報告がございました。

3 つ目は、いわゆる規制改革・民間開放集中受付月間におきまして、先般民間から提出されました全国規模の要望でございますが、これは特区と一緒に要望を受け付けていたわけでございます。その対応方針、対応内容等につきまして御報告があったということでございます。現在、年に 2 回、規制改革・民間開放集中受付月間をやっておりますが、これは特区提案の受付に規制改革・民間開放推進会議と一緒に受け付けるということで、ある意味では便乗させていただいたものでございます。本日のいろいろな議論の中で、やはり、構造改革特区推進室というものと規制改革・民間開放推進会議との連携、情報交換というようなことが全体的な規制改革の目的を達成する上で非常に重要であり、更にこの連携を深めるということが必要ではなからうかという意見が出ました。

それから、前回の会議にご意見が出ましたけれども、全国規模での集中受付月間というのは事務処理上、時間的に大変困難な状況になっているので、少し制度を見直さないといけないというような意見が出ました。その制度の見直しにつきましては、今月末までに担当主査から内容につきまして御提案があるということでございます。

私からは、極めて大雑把でございますが、以上でございます。後は御質問に応じるという形で、いつものとおり補足させていただきたいと思えます。

司会 それでは、質疑の方をお願いいたします。

記者 毎日新聞の江藤と申します。

今日、資料としていただきました主要検討項目ですが、16項目挙がっていますが、この他にも議論は進められていると、先ほどおっしゃっていらっしゃいましたが、これよりも大きく話題性のあるものというものはないということですか。

宮内議長 どれが話題性の高い項目なのかというのは、それぞれの御関心によって違うと思うのですが、御承知のとおり、追加答申は、昨年12月に出しました第一次答申に加えて、3月末までに追加的にどれだけできるかということでございます。そういう意味で、大きなものについてはなかなか3月末までにまとめ切れないという感じがあります。

本日も、こういうテーマを加えるべきではないかという意見が出たりしたわけですが、それは3月末までではなく、恐らく来年度のテーマになるだろうというようなテーマがございます。私どもの当面の目標は、3月末までに少しでも前進できるものはぎりぎりまで折衝しようということ。そして、ひょっとしてその中のより大きなテーマというのは来年度のテーマになっていくということではないかと思えます。

記者 朝日新聞の庄司と申します。

今の質問に関連して、追加答申の決定が3月末までということで、今回は残り時間がないのですが、例えば年末の一次答申に向けては公開討論を開かれたり、頻繁にヒアリングをいろいろやられていましたが、今回、何かそういった世論に訴えろとか、あるいは閣僚レベルに持っていくとか、そういうような手段というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

宮内議長 今のところは、ある意味では年末の一次答申に比べて非常に細かいものが多いわけです。ですから、我々、委員で、できるだけ事務局と一緒にやろうということでありまして、そこからまた、上のレベルというものは出るのか出ないのか、今のところ想定していないのです。

記者 先ほどのお答えの中に出てきたのですが、今回の議論の中でも、これを加えたらどうかというような提案があったと、それは無理ではないかということで見送ったというお話があったかと思うのですが、それについて、例えばどのようなものを来年度以降取り組もうとして見送られたのか、それを御紹介いただけますか。

宮内議長 たまたま本日の議論に出ただけのものでして、来年に何をやるかということになりますと、まだ膨大ないろいろな議論の中から抽出していかないといけないということになると思うのです。

そういう意味で、八代総括主査、本日出た中で何かありますか。

私から申し上げたのは、例えば、農業というような問題について、広く国際競争力まで含めた形で考えていけばどうかというようなことは申し上げました。

八代総括 それから、司法制度です。いよいよ、旧来の制度と法科大学院卒業生の制度と一緒に卒業していくというようなことで、新しい形の需給調整的な政策が出てきているのではないかと。これについてどう考えるのかということで、これはやはり来年度のテーマにならざるを得ないというようなことです。これは例示にすぎませんが。

鈴木議長代理 私が注文を付けたのは、行政手続法の内容について、もう少し深掘りをしていく必要があるのではないかとということです。

記者 M E D I F A X の神尾と申します。

集中受付月間の件なのですが、混合診療の関係について、確か特区制度を活用して一定水準以上の医療機関でできるかどうかということを検討するというようなことだったと思うのですが、今回、結局、特区制度を活用しないで全国規模でというような結論になったようなのですけれども、今後、特区制度を活用して、混合診療を検討していくお考えがあるのかということと、あと、規制改革・民間開放推進3か年計画にはどのように反映されるのかという2点をお聞きしたいと思います。

宮内議長 御承知のとおり、昨年末の答申では、事前でなく、事後に届出するとか、国会議の考える混合診療については特区の制度で検討するという事で決着はしているわけでありませう。

それで特区提案として、東京大学附属病院他から混合診療についての提案が出ました。しかし、それはいわゆる、今度、新しく生まれる形の、我々から言うと限定的な混合診療制度の中で対応できるのだということで終わってしまっているわけですね。そういう意味では、形の上では、特区提案に国会議の考えている本当の混合診療への要望が今回はなかったということになるわけですね。

しかし、本日議論に出ましたのは、例えば申請する人が関係省庁と別途協議などの上、これしか認められないんだというような形でやむなく特区申請をしたということであれば、要望の本来の意味が失われるのであって、いわゆる本当の意味での混合診療というようなものを意図して申請したいということであれば、その意図を酌んで、その上で検討するという形にすべきではないかということでした。

八代総括主査 これは特区制度の在り方に関わる訳ですけれども、特区の場合は、申請者の方の希望を最大限実現するように交渉するわけですが、今日出た意見は、今、宮内議長がおっしゃったように、折角のアイデアが申請者の力量というか、そこだけでとまってしまうのはもったいない訳で、特区室なり規制改革・民間開放推進会議が申請者のアイデアを更に活かすような形で、より良い提案にした上で各省と交渉すべきではないかという御提案だった訳です。

それについては特区の中でやるのか、それとも、そのアイデアを規制改革・民間開放推進会議が受け止めてやるのか、いろんな対応の仕方があるので、今後、そういったことを検討していこうというような議論があったということでございます。

記者 日本医事新報の山崎と申します。

追加答申の件ですけれども、医療ワーキンググループで検討されていた一つの大きな項目に、医師免許の更新制というのがあったと思うのですが、この主要項目の資料には出ていないわけですが、議論から外れたという訳ではないと考えてよろしいのかどうか、少し具体的なことで申し訳ないのですがお聞かせください。

宮内議長 おっしゃるとおりです。

記者 外れたわけではない。

宮内議長 はい。

鈴木議長代理 今、議長が言われましたように、中心として考えておるのはリピーター医師に対してどうするのかと、この問題がポイントになっております。けれども、医師免許の更新問題というのは古くから議論されている問題でありますから、それについて一応の議論は行っておりますが、今回の議論の中心は、リピーターの医師に対する処分というような問題をきちとしたルールの中でやっていくという、そこに重点は絞っております。

記者 日経新聞の恩地と申します。

そうすると、そのリピーター医師に対する問題というのは、3月末の追加答申では入る可能性もあるということでしょうか。

鈴木議長代理 そう考えていただいて結構です。

記者 それで、今日の主要検討項目に入れなかった理由というのは何故でしょうか。

鈴木議長代理 入らなかった項目のいずれも重要な項目であり、それを言い出したら、何十項目全部入れることになってしまいます。

宮内議長 例示ということで提示させていただきませんと、ちょっとこれからの作業がやりにくいものですから。

記者 そうしたら、仮に、例えば医師免許更新制度なり再教育制度を提言されるとなると、医療界から相当な反響があると思うのですが、その点、実現の可能性も含めて、どうお考えですか。

宮内議長 基本的には、私どもはやはりユーザーといいますか、医療のユーザーというのは国民全部ですが、その立場から規制改革ということを考えていくのが基本であって、サプライヤーの立場ということは、勿論、考慮はいたしますけれども、それが中心になるというのではちょっと違うのではないかと考えています。

できるだけユーザーの視点で、消費者の視点で見ていく、これが我々の一番基本的な考え方です。

記者 共同通信の番場です。

ちょっと話が変わって申し訳ないのですけれども、ここで挙げた16項目を拝見すると、3月末を目途ということで、かなり具体的なものが並んでいるのですが、電気事業の部分は極めて抽象的なものになっていると思うのですけれども、私、業界の動向の詳細は知りませんが、例えば3月末までに何か具体的措置みたいなもので盛り込める目途というのはあるのでしょうか。

鈴木議長代理 電気事業の自由化というのは、かなり前から進んできています。確か、今年4月から5月まで電気で50キロワットの大口ユーザーにまで自由化が進んでいます。

最終的な目標としては、全面自由化というのが一つの方向として、既に3か年計画の中でも最終目標が定められている。そのステップを、どのようにやっていくのかということが議論されている訳です。ですから、進んでいるものに対してもう少し早くやれないのかという議論になってくる訳です。

聞いておられるのは、電気の自由化の問題でしょう。違いますか。

記者 いいえ、そういうことです。他のところは極めて要求として具体的ですね。ただ、拝見すると電気事業の自由化のところは極めて漠たる書き方で、3月までの1か月強で一体何が、改革会議としてどの辺に絞って進めるつもりなのかというのを申し上げたかったのです。

鈴木議長代理 いろいろ書いてあるから漠と見えますけれども、具体的なことを言うつもりです。

ポイントは何かといったら、全面自由化に移るステップというものを平成19年検討ということになってはありますが、それについて、それでは今年は何をする、来年は何をする、再来年は何をする、そして、乗り移るときにはどのようになっていくのか。ここら辺の具体的なスケジュールについて議論し、決められるものは決めていくという考え方ですから、内容は具体性を持った答申にしたいと考えています。

宮内議長 最後のでき上がりというのは全面自由化実現ということですが、なかなかそうはいきませんで、例えばどの部分について何年度までに検討するとか、何年度までに措置するとかということ、そういう具体論をどこまで書き込めるかということが、これから3月末までの我々の課題になるわけなんです。

記者 今日の16項目ですけれども、これはどういう基準で選ばれたのでしょうか。盛り込める可能性の高いものなのか、あるいは重要度が高いと判断されたものなのか。

宮内議長 まず、広い分野を入れるということです。それぐらいの意味であって、できそうなものを並べたというようなわけでは全然ありません。例示というふうに見ていただくのが一番いいかと思います。

記者 要するに、今回の素案では何項目ぐらいのものを、これから3月末に向けて検討して行こう、話し合っ行って行こうというようにされているのでしょうか。

宮内議長 項目の読み方ですが、随分たくさんあります。事務室で数字はわかりますか。

田中室長 済みません、正確にはカウントしていませんので、わかりません。

宮内議長 幾つという話はしていません。

八代総括主査 年末の答申みたいに、重点項目幾つというような分け方は、もともとこういう最終答申ではしていないので、非常に幅広く議論をするということになります。

宮内議長 1つのテーマで、実は幾つかに分かれる場合もありますし、逆の場合もあります。

記者 そうすると、ここに載っている主要検討項目とされているものと、それに載っていない検討項目というのは、特段明確な差はないという位置づけなのでしょうか。

宮内議長 全体の中で、恐らく3月末までは動きそうもないなというものはここからは外しています。だから、そういうものを除くと特段差がないと、例示というふうに見ていただきたいと思います。